

名誉会員選考細則

平成 5 年 8 月制定
平成 15 年 11 月改訂
平成 28 年 10 月改訂

日本原生生物学会会則第四条の規定に従い、下記のとおり評議員会における名誉会員選考細則を定める。

1. 名誉会員は本学会の発展(*)と原生生物学の進歩に著しい功績のあった正会員で会員歴 20 年以上、年齢 70 歳以上であることを原則とする。但し、特に顕著な功績者は会員歴、年齢を問わない。
2. 外国国籍を有し、学術上の功績顕著で本会に特に功績のあったもの。
3. 名誉会員は年会費および大会参加費を免除される。
4. 名誉会員候補者は評議員によって推薦され、推薦状、候補者の略歴および業績目録を会長に提出し、評議員会で決定する。

* 申し合わせ事項

- ・ 3 期(9 年間)以上評議員を務めた者
- ・ 会長経験者